



平成 26 年 5 月 28 日

各 位

上 場 会 社 名 **株式会社サニックス**
代 表 者 役 職 氏 名 取締役社長 宗 政 伸 一
(コード番号 4 6 5 1 東証・福証)
問 い 合 せ 先 常務執行役員経営企画部長
井 上 公 三
TEL 092 - 436 - 8882

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第45条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除し、現行定款第46条(期末配当金)、第47条(中間配当金)を変更案第46条(剰余金の配当の基準日)に含めるものであります。また、第48条(期末配当金等の除斥期間)についても各配当基準日を採用するものであります。

併せて、条文の削除に伴い条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更条文のみ記載しております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(自己の株式の取得)</u> 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削 除)
第 7 条～第 45 条 (条文省略)	第 6 条～第 44 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 45 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める事ができる。

<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第46条</u> 当社の剰余金の配当の基準日は、 <u>毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。</u> 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(期末配当金) <u>第46条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当金) <u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第48条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第47条</u> 配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日(予定)

以上